公判等期日記載用紙【第一審、控訴・上告審(即決事件以外・裁判員裁判事件以外)】

弁護士　　(登録番号　　)

事件番号:　　年(　　)第　　号　被告人名:

①整理手続期日等

□公判前整理手続　　回(出頭日:　　)
□刑訴規則178-10の打合せ　　回(出頭日:　　)
□期日間整理手続　　回(出頭日:　　)(整理手続きに付された日:　　)

②公判期日

出頭日	立会時間 *同日の午前と午後に公判が開かれた場合は、それぞれを分けて記載してください *「実質審理あり」以外の場合は記載不要	備考 ＊注)参照の上、記載下さい。	公判内容 *出頭した期日の内容に丸をつけてください
	:　～　:	休廷(　)分	実質審理(あり／なし)・判決宣告のみ
	:　～　:	休廷(　)分	実質審理(あり／なし)・判決宣告のみ
	:　～　:	休廷(　)分	実質審理(あり／なし)・判決宣告のみ
	:　～　:	休廷(　)分	実質審理(あり／なし)・判決宣告のみ
	:　～　:	休廷(　)分	実質審理(あり／なし)・判決宣告のみ
	:　～　:	休廷(　)分	実質審理(あり／なし)・判決宣告のみ
	:　～　:	休廷(　)分	実質審理(あり／なし)・判決宣告のみ
	:　～　:	休廷(　)分	実質審理(あり／なし)・判決宣告のみ
	:　～　:	休廷(　)分	実質審理(あり／なし)・判決宣告のみ
	:　～　:	休廷(　)分	実質審理(あり／なし)・判決宣告のみ
	:　～　:	休廷(　)分	実質審理(あり／なし)・判決宣告のみ
	:　～　:	休廷(　)分	実質審理(あり／なし)・判決宣告のみ
	:　～　:	休廷(　)分	実質審理(あり／なし)・判決宣告のみ
	:　～　:	休廷(　)分	実質審理(あり／なし)・判決宣告のみ
	:　～　:	休廷(　)分	実質審理(あり／なし)・判決宣告のみ

注)次の事項がある場合は、その旨備考に記載ください(①②以外でも公判時間と立会時間が一致しない理由があれば記載ください)
・休廷があり、休廷時間中に当該国選弁護事件について時間的拘束を受けていない場合は、その時間。
・次のいずれかがある場合、その番号。①前の事件が長引き、開廷が遅れた。②閉廷後に裁判所と進行協議を行った。

③その他の手続期日等

□　刑訴法226条・227条の証人尋問期日　(出頭日:　　)
□　証拠保全期日(　証人尋問　／　それ以外の証拠調べ[　　]　)　(出頭日:　　)
□　勾留理由開示期日　(出頭日:　　)
□　その他打合せ等期日　(出頭日:　　出頭内容:　　) 注：進行協議など公判に関連する目的でなされた三者同席の打合せに限ります。 書面提出のみ・電話打合せのみの場合は該当しません。